

令和元年度「土砂災害防止月間」実施要領

1 目 的

我が国の土砂災害による人命、財産の被害の状況にかんがみ、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進することにより、土砂災害の防止に対する国民の理解と関心を深め、土砂災害による人命、財産の被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

2 期 間

令和元年6月1日（土）から6月30日（日）まで

（がけ崩れ防災週間：令和元年6月1日（土）から7日（金）まで）

3 主 催

国土交通省、都道府県

4 後 援（予定）

内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人全国治水砂防協会、一般財団法人砂防・地すべり技術センター、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構、NPO法人土砂災害防止広報センター、全国地すべりがけ崩れ対策協議会、一般社団法人斜面防災対策技術協会、一般社団法人建設広報協会、砂防ボランティア全国連絡協議会

5 運動のテーマ

みんなで防ごう土砂災害

6 重 点 事 項

国土交通省では、平成 26 年 8 月豪雨による土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務づけた。また、平成 28 年 8 月の台風 10 号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務づける等の措置を講じた。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が発生した。また、平成 30 年 7 月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和 57 年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生し、土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫は社会インフラにも甚大な被害をもたらした。多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難勧告等が発表された一方、住民が声をかけ合う等の地域の共助により難を逃れた例もあったが、逃げ遅れによる人的被害が多数発生した。また、砂防施設が被害を防いだ事例はあったものの、人的被害が発生した箇所の多くは砂防施設が未整備であった。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、住民主体の防災対策への転換が必要である。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、住民は自らの命は自らが守るという意識を醸成させる必要がある。

こうした現状を踏まえ、普段から行政や自治体、住民、関係機関等がそれぞれの役割において連携し、地域の防災力の向上や未然の防止策に全力で取り組むことが重要である。

そのため、令和元年度「土砂災害防止月間」においては、以下の事項に重点を置いて実施するものとする。

- (1) 土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事実施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- (2) 様々な手法を活用した土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域等の周知徹底
- (3) 住民自身が的確な避難行動をとるためハザードマップや避難場所・

避難経路の周知徹底

- (4) ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、多くの住民が参加した実践的な防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成
- (5) 土砂災害警戒情報が発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認
- (6) 大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく緊急情報の伝達体制及び実際に災害が発生した場合に備えた無人化施工等を活用した応急対策実施体制の確認
- (7) 防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び警戒避難体制の整備促進
- (8) 砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施
- (9) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- (10) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

7 主な実施内容

- (1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催
神奈川県において、土砂災害防止「全国の集い」を令和元年6月6日（木）に、現地研修会を6月7日（金）に実施する
- (2) 土砂災害防止功労者の表彰
土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰する。
- (3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰
全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰する。
- (4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施
 - 1) 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、基礎調査結

果の公表等による土砂災害の危険性の啓発や土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域等、ハザードマップなどの土砂災害防止に関する広報により周知する。

- 2) 郵便局、道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や、「土砂災害 110 番」等の防災情報窓口の周知を実施する。
- 3) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施する。

(5) 土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施

ハザードマップや現地表示看板等を活用して、土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等について住民に周知するとともに、住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施する。

また、防災部局等と連携して土砂災害に対する安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しを行う。

(6) 令和元年度「土砂災害・全国防災訓練～普段の備えが、命を守る～」の実施

住民自身が土砂災害の危険性を認識して適時・的確な避難行動へ繋げることができるよう、避難すべき土砂災害警戒区域等のより多くの住民等が参加した住民主体の防災訓練を実施するよう促す。その際、要配慮者を含め支援が必要な方に声掛けし、地域で避難する共助の取り組みが構築される等、防災体制強化のための実践的な訓練を地域単位で実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図る。

(7) 住民、教育関係者、小・中学生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催する。砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施する。また、これらの活動を通じて、防災リーダーを育成すること。

(8) 土砂災害を未然に防止する為のハード・ソフト両面の取組について、防災講演会、インフラツーリズム、現地見学会及び SNS による情報発信等、幅広く広報する。

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の避難体制整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握する。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図る。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡回点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施する。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施する。

(11) 全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会の開催

東京都において、全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会を6月に実施する。